

令和 8 年 3 月 5 日

公益社団法人 奈良市観光協会

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託

公募型プロポーザルに関する質問回答書

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託公募型プロポーザル実施に伴い、次のとおり質問がありましたので回答いたします。

質問内容	質問事項	回答
アンケート(プレゼントの手配)について	プレゼントは受注者側で提案する想定ですか。その場合、企画書の審査対象になりますか。数量の想定はどれぐらいですか。	プレゼントは受注者による提案を想定しており、審査対象です。なお、数量の指定は特にありません。
ポスターの納品について	観光協会へのポスター納品について、「箱詰めして納品」と記載がありましたが、クラフト紙での包装は不可ですか。	クラフト紙での包装も可ですが、ポスターが折れ曲がること等がないよう納品してください。
成果物の著作権について	写真及びイラスト等について、新規撮影(および制作)ではなく、協力を依頼する写真家及びイラストレーターの過去作品を使用する場合は、本件に関わる媒体の使用権の承諾を得る形で問題ないでしょうか。2次利用についても、本件「ならり」の промоーションに使用する場合の使用許可をいただく形で問題ないでしょうか。	作成の都合上やむをえず、著作権を発注者に譲渡できない写真及びイラスト等を使用する場合は、事前に発注者に申し入れを行い、了承を得ることで使用することは可能です。また、発注者に著作権を帰属させることができない写真及びイラスト等の二次利用についても同様となります。
特集案の審査について	仕様書 14(2)2の、②誘客キャンペーン紹介については、『発注者から別途指示予定』と記載がありますので、特集案の審査対象は、「奈良で、整う。(仮)」についてのみが対象となるということよろしいでしょうか？	特集案の審査対象は「奈良で、整う。(仮)」のみです。